

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第 188 回）議事録

1 日時 令和 7 年 7 月 17 日（木）15:00～15:37

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

高田 潤一（分科会長）、長谷山 美紀（分科会長代理）、伊丹 誠、
井上 由里子、大柴 小枝子、加藤 寧、高橋 利枝、丹 康雄、
藤井 威生、増田 悦子（以上 10 名）

（2）専門委員（敬称略）

三次 仁、森川 博之（以上 2 名）

（3）総務省

＜国際戦略局＞

布施田 英生（国際戦略局長）、柴山 佳徳（大臣官房審議官）、
松井 正幸（技術政策課長）

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）

・電波部

翁長 久（電波部長）、小川 裕之（電波政策課長）、

山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、

糸 将之（基幹・衛星移動通信課 電波利用分析官）、

小原 宏朗（基幹・衛星移動通信課 基幹通信室長）、

五十嵐 大和（移動通信課長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局 情報通信政策課 総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申案件

- ①「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち
「43GHz 帯鉄道用無線通信システムの技術的条件」について
【平成 25 年 5 月 17 日付け諮問第 2033 号】

- ②「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち
「6/6.5/7.5GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」につい
て
【平成 25 年 5 月 17 日付け諮問第 2033 号】

(2) 報告案件

- ①「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「高高度プラ
ットフォーム（HAPS）の技術的条件」の検討開始について
【平成 28 年 10 月 12 日付け諮問第 2038 号】
- ②「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」の
うち「電気通信事業におけるパブリッククラウドシステム利用」の検討
開始について
【平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号】

開 会

○高田分科会長 ただいまから情報通信審議会第188回情報通信技術分科会を開催いたします。本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員14名中9名が出席し、定足数を満たしております。

初めに、先日総務省の幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○金子総合通信管理室長 それでは、先般の人事異動におきまして新たに着任いたしました、本会議に出席している幹部職員を御紹介させていただきます。本日は審議時間も限られていることから、大変申し訳ございませんが事務局からまとめて御案内とさせていただきます。幹部職員からの挨拶はございませんので御了承ください。

まず、大臣官房及び国際戦略局におきましては、布施田国際戦略局長、柴山大臣官房審議官。続きまして、総合通信基盤局電気通信事業部におきましては、杵浦電気通信技術システム課長。続きまして、総合通信基盤局電波部におきましては、翁長電波部長、小川電波政策課長、山野基幹・衛星移動通信課長、五十嵐移動通信課長となります。

以上でございます。

○高田分科会長 御紹介ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、一部答申案件が2件、報告案件が2件でございます。

議 題

(1) 一部答申案件

①「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「43GHz帯鉄道用無線通信システムの技術的条件」について

【平成25年5月17日付け諮問第2033号】

○高田分科会長 初めに「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「43GHz帯鉄道用無線通信システムの技術的条件」について、陸上無線通信委員会の三次主査から御説明をお願いいたします。

○三次主査 高田会長、御紹介ありがとうございます。慶應大学の三次でございます。陸上無線通信委員会の主査でございます。

今御紹介をいただきました議題について資料188－1－1が概要になっておりますが、

これに沿って陸上無線通信委員会での検討結果を報告いたします。なお、報告書は188－1－2になっております。

1 ページ目、検討の背景についてです。昨今の労働力不足や事業の効率化などに対応するため、鉄道各社ではワンマン運転の導入が進められており、ドアの開閉や出発時に運転手が安全を確認できるよう、ホーム画像伝送システムの需要が高まっています。また、走行中の列車内での傷害事件や車体のトラブルなども発生していることから、列車運行の安全性確保のため車内映像や地上・車上設備の検測情報などを、地上と列車との間でやり取りできる大容量の列車無線システムの導入も求められております。

このような需要に対応可能なシステムとして、移動範囲が線路上に限定される鉄道の特性を踏まえ、高速大容量の通信が可能な43GHz帯、いわゆるミリ波帯を利用した無線システムが一部の鉄道事業者で運用され始めております。労働力不足への対応や事業の効率化、安全対策の強化は喫緊の課題であり、これらのシステムは今後、設置数の大幅な増加が見込まれる反面、システム間の干渉も増加することが懸念されます。こうした状況を踏まえ43GHz帯鉄道用無線システムの制度化に必要な技術的条件に関する検討を行ったものです。

2 ページ目になります。今回検討を行った43GHz帯近辺の周波数利用状況を示しております。下図のとおり、下側の隣接帯域に電波天文が割り当てられており、43.5GHzから上の帯域で一部の周波数を共用する形で、ホーム画像伝送システムと列車無線システムが使用されているところです。今回の検討においては、鉄道用無線通信システム同士、鉄道用無線通信システムと電波天文業務との共用条件について検討いたしました。

3 ページ目になります。鉄道用無線通信システムのチャンネル配置になっております。今回検討を行ったホーム画像伝送システム、列車無線システムについては、一部で個別免許により導入が始まっていますので、既存のシステムとの整合や今後の需要について鉄道事業者に対してヒアリングを実施いたしました。その結果、40MHzシステムと120MHzシステムという帯域幅の異なるシステムが想定されましたので、これを踏まえ、ホーム画像伝送システムについては43.502GHzから43.774GHzに40MHzシステムを4チャンネル、120MHzシステムを2チャンネル配置することとしています。

列車無線システムについては、移動局用として43.522GHzから44.318GHzに、40MHzシステムを20チャンネル、120MHzシステムを4チャンネル配置し、基地局用として44.842から45.478GHzに、40MHzシステムを16チャンネル、120MHzシステムを4チャンネル配置することとしています。

4 ページ目になります。鉄道用無線通信システム同士の共用検討の結果になります。ホーム画像伝送システムの基地局、列車無線システムの移動局と基地局をそれぞれ与干渉システムとした場合の、同一もしくは隣接するチャンネルにおける所要改善量を計算いたしました。ほとんどの場合において所要改善量が残る組合せになっておりますが、これはワーストケースでありまして、このような結果になっております。

本システムの設置場所は駅構内や線路内などに限定されており、免許人も鉄道事業者のみとなるため、実運用上は事業者間で調整を行い、設置の際に離隔距離をとる、アンテナの指向方向を調整するなど、適切な対策を施すことにより共用可能と考えております。

5 ページ目になります。これは、所要改善量を 0 dB 以下とするために必要な対策と所要離隔距離のより具体的な配置パターンとして検討しておりますので、参考として御覧いただければと思います。

6 ページ目になります。鉄道用無線通信システムと電波天文との共用検討の結果になります。電波天文の運用に支障を与えないため、地理的条件等を考慮せずに最悪条件で計算した結果、電波天文の受信設備からの所要離隔距離は最大 53.6km となりました。一方で、この離隔距離の範囲内にある駅や線路に本システムを設置した場合でも、電波天文の受信設備の方向にアンテナを向けないなどの対策をとることで共用が可能となると考えております。以上のことから、電波天文の受信設備からの所要離隔距離の範囲内で本システムを設置または運用する場合には、事前に電波天文側と調整を行い、対策をとることで共用可能としております。

7 ページ目になります。参考までに今回検討対象とした電波天文の受信設備の配置を示しております。42GHz 帯で観測を行っている受信設備は国内に 5 か所ありまして、最寄りに鉄道は存在しない受信設備を除いて、野辺山、水沢、入来の 3 か所との検討を行いました。

最後、8 ページ目になります。これまで説明いたしました共用検討結果を踏まえた技術的条件になります。本システムについては既に導入が始まっておりますので、既存のシステムとの整合性や、今後の需要を考慮した上で技術的条件（案）を作成しております。

説明は以上です。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようでしたら、定足数を満たしておりますので、本件は答申書（案）、資料 188－1－3 のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能にてお申し出ください。

それでは、資料 188－1－3 の答申書（案）のとおり答申することといたします。御説明ありがとうございました。

②「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「6／6.5／7.5GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について【平成 25 年 5 月 17 日付け諮問第 2033 号】

○高田分科会長 それでは、次の議題に移ります。

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「6／6.5／7.5GHz 帯固

定通信システムの高度化に係る技術的条件」について、こちらでも陸上無線通信委員会の三次主査から御説明をお願いいたします。

○三次主査 承知しました。資料188－２－１が報告書の概要資料、２－２は報告書本体となっております。２－１の概要資料を基に説明をさせていただきます。

１ページ目に、検討開始の背景について記載しております。固定通信システムは、携帯電話事業者の基地局向けや官公庁や地方自治体における拠点間等の通信連絡網として光ファイバー網とともに情報通信インフラの重要な役割を担っております。5G/Beyond5G時代に向け、市民のアクセス回線による通信需要はますます増大する一方、通信インフラの能力不足による島しょ部等におけるデジタルデバイドの拡大が社会課題となっております。光ファイバーの敷設が困難な場所への長距離無線中継回線の必要性により、6GHzから7.5GHz帯固定通信システムの高度化が求められているところです。

そこで、高速大容量をはじめとする固定通信システムの高度化を図るための技術的条件の検討を行いました。検討項目は、6GHzから7.5GHz帯固定通信システムの動向、無線システムの高度化に関する規定方法等の検討、技術的条件についてです。まず、6GHzから7.5GHz帯の固定通信システムの動向では、固定通信システムの現状と新たなニーズ、欧米における利用動向、欧米における規制動向などについて調査を行いました。固定通信システムの現状と新たなニーズとして、光ファイバーの導入が困難な離島・山岳等での長距離通信や、災害等における高精細画像の伝送等を可能とすることが求められていると認識いたしました。また、欧米における利用動向については、6GHz、7GHz帯における回線数が増加傾向にあることを確認し、欧米における規制動向につきましては、欧米であればETSIの規格、米国であればFCCの規格を基に調査をしております。

２ページ目になります。これまでの固定通信システムの高度化検討を踏まえ、6GHzから7.5GHz帯の高度化に資する技術的条件について検討項目を抽出し、主に高次多値変調方式、空中線特性、回線設計手法、これは受信感度の導入と無線LANとの共用についてですが、この４つについて検討を行いました。

高次多値変調方式の導入は、伝送容量の向上が期待でき本検討のメインとなるものです。空中線特性は、現行審査基準に加えてグローバル製品の導入が容易となるようETSI規格のアンテナ導入可否の検討を行いました。回線設計手法におきましては、柔軟な回線設計が可能となるよう受信感度の導入を行い、6GHz帯無線LANから固定通信システムへの干渉を考慮した回線瞬断率計算の検討を行いました。

３ページ目についてです。技術的条件の検討結果について記載しております。検討においては、固定通信システムに求められる通信品質等を維持しつつ、他システム等への共用条件に影響を及ぼさないことに留意して検討を実施いたしました。検討結果については下枠内に記載しております。

高次多値変調方式に関しましては、フィールドでの検証結果を踏まえ、ETSI規格を参考に、回線設計パラメータを導出し、2048QAMまでの高次多値変調方式を追加いたしました。

空中線特性に関しましては、ETSI規格準拠の空中線の導入を可能としました。ETSI規格はサイドローブ方向の上限が国内現行基準よりもやや緩やかな値となっており、既存ルートの一部において干渉影響が見られる結果が得られましたが、国内製品の供給状況からの運用事業者の要望も踏まえて判断しております。

回線設計手法に関しましては、過年度の11/15/18GHz帯の高度化の検討と同様に、これまでの雑音指数と所要C/Nによる規定を改め、総合的な指標である受信感度による規定に変更しました。また、6GHz帯無線LANとの共用を考慮した回線設計に変更しております。

その他として、本検討での干渉軽減係数の見直しについては、他システムに関する現行の干渉軽減係数に準拠するため変更対象外としましたが、運用事業者からの要望によっては将来的に変更の可能性が想定されております。その場合においては、放送システムのフィルタ条件の実力値等を用い、実機検証を含む共用検討の実施を踏まえた見直しの検討を想定しております。

以降は、それぞれの検討個々について具体的に記載しております。

4 ページ目についてです。高次多値変調方式の導入について記載しております。現行審査基準とETSI規格を比較・検討し、ETSI規格を基に導入対象とする高次多値変調方式について回線設計パラメータを導出しております。これにより、当該システム大容量化、約50%の通信容量増加が可能となります。

5 ページ目についてです。こちらは空中線特性の更新について記載しております。空中線特性については、ETSI規格は再サイドローブ方向の上限が国内現行基準よりも緩やかな値となっております。そのため、運用事業者内の既存ルートの一部において干渉影響が見られますが、国内製品の供給状況から運用事業者の要望を踏まえて、ETSI規格準拠の空中線の導入を可能としました。また、空中線特性の規定として、現行審査基準及びETSIの規格空中線を包含する特性を追加しております。

6 ページ目についてです。回線設計手法の見直しについて記載しております。受信感度の導入についてですが、過年度の11/15/18GHz帯の高度化の検討と同様に、これまでのNFと所用C/Nによる規定を改め、総合的な指標である受信感度による規定に変更いたしました。無線LANとの共用検討についてですが、6GHz帯について無線LANとの共用を考慮した回線設計に変更いたしました。

7 ページ目についてです。高度化検討における導入項目ごとに導入後の効果を記載しております。高次多値化により伝送容量の向上が見込め、高出力化により伝送距離の延伸が可能となります。また、回線設計手法の見直しにより柔軟な回線設計が可能となります。

以降のページは参考資料となっております。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○高田分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらチャット機

能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

伊丹委員、よろしくお願いいたします。

○伊丹委員 理科大の伊丹でございます。御説明ありがとうございました。

簡単な質問を2つほど。まず、7ページ目の現状と導入後の比較ですが、高出力化のところに、現行無線機器においては変調方式2048QAMと書いてありますが、これは現行で2048QAMを使うと仮定したときのもので、現行ではまだ使えないですね。

○三次主査 そうです。2048QAMは今度新たに入った方式です。

○伊丹委員 では、それを使えると仮定したら、現行無線機の性能だとそれぐらい、出力を合わせたときですね。

○三次主査 そうですね。

○伊丹委員 それがこうなるという形ですね。分かりました。ありがとうございます。

それから、これはあまり今回と関係ないかもしれないですが、こういう性能の比較をやる時の検討項目というかこの方式に関しまして、これは特に符号化とかは行われないのででしょうか。符号化によって高度化を行うという形もとれると思うのですが、これは特に符号化とかそういう検討は高度化に関してはなさらない話になるのでしょうか。

○三次主査 そうですね、符号化に関しましては、電波的な特性は変わりませんから、一般的には符号化がこういうところで議論されることはないと思います。

○伊丹委員 では符号化はこれと別のところで加えるという形になるわけですね。

○三次主査 そうですね、恐らく製品の中で事業者がその特徴を出すためにどういう符合を入れるのか決めることで、その符号の質や方式によってそのスプリアスや電波的な特性が変わるものではないので、そちらはこの審査基準の外側になっているというふうに理解しています。

○伊丹委員 検討のことだけですね。中身はもう、その辺は両方で固定ですから、その事業者、製品を作るところで決まるという、そういう理解でよろしいですか。

○三次主査 そうですね。

○伊丹委員 どうもありがとうございました。

○高田分科会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに意見、質問ないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件は答申(案)資料188-2-3のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能にてお申し出ください。

それでは、特にないようですので、資料188-2-3の答申書(案)のとおり答申することといたします。御説明いただきありがとうございます。

○三次主査 ありがとうございます。

○高田分科会長 それでは、これまでの答申2件に対しまして、総務省から今後の行政上

の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長 総務省総合通信基盤局長の湯本でございます。

本日は43GHz帯鉄道用無線通信システム及び6／6.5／7.5GHz帯固定通信システムの2つの通信システムにつきまして、一部答申を取りまとめいただき誠にありがとうございました。

鉄道無線通信システムにつきましては、高速で大容量の通信が可能なミリ波帯の電波を活用することで、ワンマン運転時のホーム映像の確認、走行中の車両の状態や車内映像のリアルタイムでの確認等が可能となり、鉄道分野が直面している労働力不足への対応や事業の効率化、安全対策の強化等の課題解決につながるものと期待しているところでございます。また、固定通信システムにつきましては、高速大容量化とともに、周波数の利用効率の向上を図り、島しょ部等の長距離通信や災害発生時の利用において高精細な画像伝送等を可能にするほか、通信機の設置コストの低廉化にも資するなど、社会的ニーズに対応した効果が出せるものと期待しているところでございます。

総務省におきましては、本日の一部答申を受けまして、速やかな施行を目指し、電波法施行規則等の改正手続を進めてまいります。

高田分科会長をはじめといたしまして分科会委員の皆様、本報告書を取りまとめいただきました三次主査をはじめとして陸上無線通信委員会の委員の方々、専門委員の方々におかれましては厚く御礼を申し上げます。今後とも情報通信行政に対する御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○高田分科会長 御説明いただきありがとうございました。

(2) 報告案件

①「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「高高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件」の検討開始について 【平成28年10月12日付け諮問第2038号】

○高田分科会長 それでは続いて、報告案件に移らせていただきます。

初めに「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「高高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件」の検討開始について、新世代モバイル通信システム委員会の森川主査から御説明をお願いいたします。

○森川主査 森川です。資料188－3に基づきまして、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「高高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件」の検討開始について報告させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。検討の背景となります。

HAPSとは、御存じの方が多くと思いますが、高度約20kmから50kmまでの成層圏を飛行する無人航空機等に携帯電話基地局を搭載したものとなります。このようなHAPSを導入することで、離島とか海上あるいは山間部等を含めた効率的なエリア化、災害時等における

早期の通信手段の確保が可能になると見込まれています。既に複数の事業者がサービスを開始する意向を示しているところです。

このような状況を踏まえまして、来年以降の国内におけるHAPSの導入に向けて、HAPSの技術的条件の検討を開始するというのが背景です。本件の検討スケジュールにつきましては、本年11月頃をめどに技術的条件を取りまとめる予定としています。

次のスライドが共用検討の対象とする無線システムの説明になります。今回検討するHAPSのシステム構成要素は2つです。この図の左側のサービスリンク（移動系リンク）と右側のフィーダリンク（固定系リンク）の2つです。

1つ目のサービスリンク（移動系リンク）は地上の携帯電話の基地局と同様に、ユーザーが持つ携帯電話端末と直接に通信する移動系リンクの無線局となります。国際的にHAPSのサービスリンクに分配された周波数のうち、現在我が国で導入済みの携帯電話と同じ周波数である下り2,110から2,170MHz、そして上りの1,920から1,980MHzの周波数帯で検討いたします。移動系リンクの無線局の共用検討の対象となるシステムとしては、携帯電話とか2GHz帯の非静止衛星通信システム等がございます。

一方、2つ目のフィーダリンク（固定系リンク）は、HAPSと地上ゲートウェイ局の間を結びまして、携帯電話のコアネットワークにつながる固定系リンクの無線局となります。こちらは、国際的にHAPSに分配された周波数のうち38から39.5GHz帯の周波数帯で検討します。共用検討の対象となるシステムは、携帯電話とFWA等となります。これらのシステムとの共用検討を行った上でHAPSの技術的条件を取りまとめていきたいと考えております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは特にないようですので、次の議題に移らせていただきます。

②「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「電気通信事業におけるパブリッククラウドシステム利用」の検討開始について

【平成17年10月31日付け諮問第2020号】

○高田分科会長 続きまして、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「電気通信事業におけるパブリッククラウドシステム利用」の検討開始について、IPネットワーク設備委員会の森川主査代理から引き続き御説明をお願いいたします。

○森川主査代理 こちらは「電気通信事業におけるパブリッククラウドシステム利用」の検討開始についてとなります。

1 ページ目についてです。検討の経緯及び課題認識についてのスライドです。一昨年の2023年にこちらのIPネットワーク設備委員会での議論を踏まえまして、仮想化されたコア機能の提供に係る他者設備について、クラウドサービスを利用する場合も含め、電気通信事業法における技術基準の対象とするように制度整備をいたしました。しかしながら、電気通信事業者には、電気通信事業法が求める通信の秘密の確保や役務の安定的な提供の観点から、クラウドの利用を躊躇したり不安を感じる声がありまして、それらがクラウド活用の進展の阻害内容になっているという状況がございます。そのため、本検討では電気通信役務の適切な提供を確保すべく、電気通信事業者とクラウド事業者との協力や、その際に求める技術基準の在り方を検討してはどうかと考えております。

2 ページ目になります。今回の検討の視座と想定する課題設定をまとめたスライドです。視座の1点目として、電気通信事業は24時間365日止められないという大きな社会責務を担っている点を記しております。2点目は、電気通信分野においてクラウドの存在が大きくなると見込まれる中、利用者に適切なサービスを提供するには、平常時、非常時間問わず、双方の連携がしっかりと図られることが肝要と思われているということを記しております。3点目は、本検討がクラウド活用の阻害とならないようにする必要があり、クラウド事業者が社会インフラを支え得る存在になることや、通信サービスも通信事業者単独では提供できず他社への依存度が高くなる可能性がある点を記しております。最後の4点目として、電気通信分野特有の事業も明らかにする点があるということを記し、4点、視座をまとめています。

その上で、想定する検討課題として1、2、3、4というふうにまとめておりますが、1点目は電気通信事業者がクラウドを利用する際に想定しておくべきリスク。2つ目はそのリスクを踏まえた上で電気通信事業者とクラウド事業者とで満たすべき条件。3点目はそれらを踏まえた上での技術基準の在り方。そして4点目はその他として検討を進める中で追加するべき点があれば検討していく。このように4点としてまとめております。

3 ページ目についてです。電気通信事業者とクラウド事業者との関係において特徴的な事項を記載したものになります。電気通信事業者は、クラウド事業者が利用者にサービスを提供する際に不可欠な通信を提供する側面と、電気通信事業者がクラウドサービスの一利用者であるといった両面を併せ持つ点があるというのが1点目。2点目は、通信事業者とクラウド事業者は、双方でサービスを提供し合うことで相互に依存し合っておりまして、サービスサプライチェーンが多層的あるいは循環する構造にもなり得るという点。最後に3点目、通信事業者から見ますとクラウド事業者はSIerなのか、ベンダーなのか、あるいは通信事業者的なのか、そのいずれの役割に相当するのかといった点となっております。

4 ページ目についてです。今後のスケジュールです。今年度内の取りまとめを目指しておりまして、今後は作業班を設置して進める予定としております。作業班では事業者ヒア

リングを通じまして、秋頃の論点整理を目指して進める予定です。

5 ページ目についてです。作業班メンバーです。以前、他者設備利用の検討の際に主任を務めていただいた内田委員に主任をお願いし、その他記載の方々に御参画をいただきたいというふうに考えております。

本議題に関する説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○高田分科会長 御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた件について御質問、御意見ございましたらチャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは森川先生、御説明ありがとうございました。

閉 会

○高田分科会長 以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。事務局から何かございますか。

○金子総合通信監理室長 ございません。

○高田分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

次回の日程につきましては事務局から御連絡を差し上げますので、皆様、よろしくお願いいたします。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。